

岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務
公募型プロポーザル 実施要領

令和 8 年 4 月

岸和田市

新庁舎建設に向けて

本事業の目的は、自然災害などの有事において、迅速にその防災拠点を組織でき、今後進んでいく自治体 DX に対応して、行政サービスの維持向上が図れるような庁舎の建設であり、新たな立地において、市のシンボル性を備えるものです。

事業者の皆様には、本事業の目的をご理解いただき、次代を担う良質な環境を優れたデザインで作り出すとともに長期にわたる経済性にも配慮した高い品質の建築物を、所定の期間で適切につくり上げていただくことを望みます。

令和 8 年 4 月

岸和田市長 佐野 英利

事業者選定に向けて

新庁舎は、南海本線岸和田駅の東側に位置し、福祉総合センター横敷地で新築いたします。当該エリアには、岸和田駅東側ロータリーの交通結節点機能や都市拠点機能が期待されつつ、かつ周辺には住宅も広がっています。

計画に当たっては、これらに留意しながら、自然災害などの有事において迅速に防災拠点を組織でき、今後進んでいく自治体 DX に対応して行政サービスの維持向上を図れる庁舎として、新たな立地での市のシンボル性を備えたものが期待されます。

今回の審査に当たっては、求められる各機能に応じて知的生産性の向上が図られる執務空間のあり方などを考慮した空間の実現性、さらには次世代に求められる総合的観点に立ったデザインの先進性や創造性を丁寧にみていくこと、合わせて経済性や実現性についてもしっかり評価していきます。

建て替え対象の市庁舎旧館は昭和 29 年に建築され、公益社団法人大阪府建築士会コンクールの第 1 回大阪府知事賞を受賞し、岸和田城天守閣の再建とともに当時の戦後復興の象徴である歴史を持った建物です。新庁舎についても多くの市民に未来に向けて夢と期待を感じさせ、次世代の象徴となれる整合性のとれた優れた提案を期待します。

令和 8 年 2 月

岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会

目次

はじめに.....	1
1 業務の概要.....	2
(1) 業務の目的.....	2
(2) 業務名称.....	2
(3) 業務範囲.....	2
(4) 履行期限.....	2
(5) 計画地（対象敷地）.....	2
(6) 委託料上限価格.....	2
2 参加者の参加資格要件.....	3
(1) 参加者の構成等.....	3
(2) 参加者の資格要件等.....	4
3 本プロポーザルの手続き等.....	7
(1) 事業者選定スケジュール（予定）.....	7
(2) 公告.....	7
(3) 第1回質疑受付・回答.....	7
(4) 参加受付.....	7
(5) 参加資格確認及び実績審査.....	9
(6) 貸与資料等.....	9
(7) 第2回質疑受付・回答.....	10
(8) 技術提案審査書類の提出.....	10
(9) 技術提案審査.....	12
(10) 選定委員会.....	12
(11) プロポーザル参加に係る留意事項等.....	13
4 契約に関する事項.....	15
(1) 契約の締結.....	15
(2) 市が契約を締結しない場合の要件.....	15
(3) 次点者との協議.....	15
(4) 契約金額.....	15
(5) 契約保証金の納付等.....	15
(6) 支払い.....	15
5 その他.....	16
(1) 情報の公開.....	16
(2) 発注者及び事務局（問い合わせ先）.....	16

はじめに

「岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務 公募型プロポーザル 実施要領」(以下「実施要領」という。)は、岸和田市(以下「市」という。)が岸和田市新庁舎整備事業(以下「本事業」という。)に係る設計業者を選定する公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施について要領を定めたものである。

提案者は、「岸和田市新庁舎整備基本計画」(以下「基本計画」という。)及び「岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務 要求水準書」(以下「要求水準書」という。)を読み込むとともにこれからの庁舎建築が具えるべき与条件を十分に理解した上で、その目的を達成し得るために優れた最適なチーム体制を構築し、しっかりとした提案書を提示すること。

なお、本プロポーザルは、要求水準書に基づく性能発注とする。本プロポーザルに係る書類は以下のとおりとし、「実施要領等」という。

- 実施要領
- 要求水準書(別冊、別添資料含む)
- 評価基準書
- 提出書類様式集
- 公表資料一式(資料 A～資料 D)
- 契約書(案)

1 業務の概要

(1)業務の目的

市庁舎は、老朽化、耐震性能不足、狭あい化等諸々の課題を抱えていることから、市民サービスの向上、昨今増加する災害に対する防災拠点としての機能強化を目指し、岸和田市福祉総合センター横敷地での移転、建替えを決定したところである。また、自治体 DX に対応する市役所事務のデジタル化、オンライン化とそれに伴う多様かつ能率的な働き方への対応も必要となる。

本事業の設計委託業務においては基本計画における考え方を基に、要求水準書に記載する性能を確保し、市の想いを考慮した新庁舎整備を実現することを目的とする。

(2)業務名称

岸和田市新庁舎整備事業設計委託業務(以下「本業務」という。)

(3)業務範囲

本業務の構成は次のとおりであるが、業務内容の詳細については、「要求水準書」を参照すること。

- ①本事業に係る基本設計、実施設計及び申請など関連業務(以下「設計業務」という。)
- ②本事業に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事及び既存倉庫等解体工事などを発注する際の資料作成業務(以下「発注資料作成業務」という。)
- ③本事業に係る地質調査業務(以下「調査業務」という。)

(4)履行期限

契約締結日から令和 10 年 12 月 28 日までを最終期限とするが、特定された技術提案により期間を短縮できる場合は、最終期限を前倒しすることは差し支えない。なお、不測の事態など相当な事由による期間の延長は市との協議によるが、事業者の責めによる期間の延長に係る交渉には応じない。

(5)計画地(対象敷地)

岸和田市野田町一丁目地内ほか

(6)委託料上限価格

本業務に係る委託料上限価格は、741,799,000 円(税込)とする。

※委託料上限価格を超える見積価格の提示を行った場合は失格とする。

本業務における予算は、令和 8 年度から令和 10 年度までの事業として、下記のとおり各年度ごとの支払い予定額が設定されている。

令和 8 年度は、支払いなし

令和 9 年度は、基本設計分として 259,248,000 円(税込)

令和 10 年度は、実施設計分として 482,551,000 円(税込)

2 参加者の参加資格要件

(1)参加者の構成等

①参加者の構成

参加者の構成は、次のいずれかの形態とする。

ア. 単体企業

設計企業の業務を満足する単体企業

イ. 設計企業による共同企業体(JV)

複数の設計企業による共同企業体

②参加者は、2(2)の該当する参加資格要件を全て満たし、かつ、以下に示す設計企業による共同企業体又は単体企業であること。なお、参加者は、令和8年度「岸和田市指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者でなければならない。

ア. 設計企業について

設計業務を担当する単体企業又は共同企業体

イ. 共同企業体について

- a. 共同実施方式 共同企業体の各構成員が業務全体について共同実施する方式
- b. 分割実施方式 共同企業体の各構成員が設計業務内の業務ごとに、各構成員が分担した業務のみを実施する方式
- c. 併用方式 共同企業体の各構成員が設計業務内の業務ごとに、共同実施又は分割することにより業務を行う方式

ウ. 設計業務の業務分野について

- a. 建築分野 令和6年国土交通省告示第8号 別添一 第1項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)に示す「設計の種類」における「総合」及び「昇降機等」
- b. 構造分野 同「構造」
- c. 電気設備分野 同「設備」のうち、「電気設備」
- d. 機械設備分野 同「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」

③共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

④共同企業体の場合、建築分野を担当する企業を代表構成員とする。建築分野を共同実施方式とする場合は、建築分野における出資比率が最大の企業とする。

⑤参加手続きは、共同企業体の代表者が行うこと。

⑥設計業務の再委託については、主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。

⑦参加者である共同企業体の構成員の変更は、認めない。

⑧参加者である共同企業体の構成員及び配置する技術者に求める業務実績に規定する同種施設及び類似施設は、令和6年国土交通省告示第8号の別添二中における以下のとおりとする。

ア. 同種施設 建築物の類型「四 業務施設」の第2類中「庁舎」

イ. 類似施設 建築物の類型「四 業務施設」の第1類・第2類中「銀行、本社ビル」
建築物の類型「三 運動施設」の第1類・第2類
建築物の類型「七 教育施設」の第1類
建築物の類型「八 専門的教育・研究施設」の第1類・第2類
建築物の類型「九 宿泊施設」の第1類・第2類
建築物の類型「十 医療施設」の第1類・第2類

建築物の類型「十一 福祉・厚生施設」の第1類

建築物の類型「十二 文化・交流・公益施設」の第1類・第2類

(2)参加者の資格要件等

①参加資格要件

- ア. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4に該当しない者であること。
- イ. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- ウ. 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- エ. 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- オ. 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合については、この限りでない。
- カ. 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成25年10月1日施行)に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- キ. 参加資格確認申請書の提出期限の日から受注候補者の選定までの期間に、岸和田市指名競争入札指名停止要綱(平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- ク. 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ケ. 参加者である共同企業体の構成員のいずれもが他の参加者(他の参加者である共同企業体の構成員を含む)でないこと。
- コ. 参加者である共同企業体の構成員と他の共同企業体の構成員との間に、以下に該当する関係がないこと。

a. 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社

等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合は除く。

- 1) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b. 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

c. その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他、上記a又はbと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

サ. 次のいずれかに該当する者でないこと。

- a. 市の附属機関条例による岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員が属する企業、組織又は企業、組織と資本面又は人事面において、関連がある者
- b. 市の組織に属する者

シ. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に規定する一級建築士事務所の登録を行っていること。

ス. 設計企業の代表構成員(設計企業が単体企業の場合はその単体企業、JVの場合は「建築」を担当し、かつ設計企業の中で出資率が最大となる企業)は、平成23年度以降に履行した延べ面積3,000㎡以上の同種又は類似施設の設計実績があること。

セ. 下記に示す各管理技術者及び各業務分野を担当する主任技術者を配置できること。

a. 設計業務管理技術者

設計業務を統括するものとする。なお、建築設計主任技術者と兼務できるものとする。

- 1) 建築士法第2条の規定による一級建築士(以下「一級建築士」という。)であること。
- 2) 平成23年度以降に履行した延べ面積2,000㎡以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の代表構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

b. 建築設計主任技術者

設計業務のうち、建築分野を担当するものとする。

- 1) 一級建築士であること。
- 2) 平成23年度以降に履行した延べ面積2,000㎡以上の同種又は類似施設の建築分野の設計に携わった実績があること。(前職での経歴を含む。)
- 3) 設計企業を構成する単体企業又は共同企業体の構成員となる企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

ソ. 上記配置予定設計者は、本業務の完成・引き渡し日までの間、病気・死亡・退職等の特別な事情があるほか、やむを得ないとして市が承認した場合以外は、変更を認めない。

- タ. 主たる業務分野である建築分野の業務を再委託しないこと。
- チ. 本業務の契約を締結した者及びコの各号に定める関連企業(以下「関連企業」という。)は、別途発注予定の岸和田市新庁舎整備事業に関連する建設工事及び本業務に係る発注者支援業務(以下「別途業務」という。)に応募することができない。また、本プロポーザル実施中に別途業務を発注した場合は、本プロポーザルの参加者(別途業務の公募開始日の前日までに参加辞退届を提出した者又は落選した者を除く。)及び関連企業も同様とする。

②参加資格の確認基準日

参加者の参加資格の確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期限日(令和 8 年 5 月 22 日)とし、確認基準日以降、審査結果の通知日までの間に参加資格を欠く事態に至った場合には失格とする。

3 本プロポーザルの手続き等

(1)事業者選定スケジュール(予定)

内容	日程
公告	令和8年4月6日(月)
第1回質疑受付期間	令和8年4月13日(月)~4月17日(金)
第1回質疑回答	令和8年5月1日(金)
参加表明書・参加資格確認申請書の受付期間	令和8年5月18日(月)~5月22日(金)
参加資格確認及び実績審査の結果の通知	令和8年5月29日(金)
資料の閲覧申出期間	令和8年6月5日(金)~6月11日(木)
第2回質疑受付期間	令和8年6月15日(月)~6月19日(金)
第2回質疑回答	令和8年7月7日(火)
技術提案書の提出期間	令和8年9月7日(月)~9月11日(金)
技術提案審査(非公開)	令和8年9月下旬
技術提案審査結果の通知及び公表	令和8年10月9日(金)
契約締結	令和8年10月下旬

(2)公告

令和8年4月6日(月)に本プロポーザルの公告と同時に、実施要領等を公表する。

(3)第1回質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑(参加表明に必要となる事項に限る。)がある場合は、以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和8年4月13日(月)~4月17日(金)午後5時まで(必着)

締切以降に提出された質疑は無効とする。

②提出方法

質疑書(様式7-1)に記載の上、データを事務局の電子メールアドレスに送信する。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

③質疑に対する回答

令和8年5月1日(金)午後5時までに市ホームページで公表する。

なお、本プロポーザルに関する質疑以外には、回答しない。

(4)参加受付

本プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領等をよく理解したうえで、以下のとおり必要書類を提出し、事務局による参加資格の有無について確認を受けなければならない。

①受付期間

令和8年5月18日(月)~5月22日(金)午後5時まで(必着)

締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類

提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

- ア. 参加表明書(様式 1)
- イ. 参加資格確認申請書(様式 2)
- ウ. 構成員一覧表(様式 3)

※有資格者数は、令和 8 年 5 月 1 日現在、企業と直接的かつ恒常的に雇用関係にある者の人数を計上すること。

※複数の資格を有する者は、いずれかの有資格者数のみに計上することとし、重複して計上しないこと。(どの資格に計上するかは任意)

※有資格者数を証明する書類として、所属する建築士の氏名、保有資格(一級建築士、構造一級建築士、設備一級建築士)の種別及び保有資格の登録番号又は交付番号が記載されたものの写し(建築士法第 24 条の 6 第 1 項第二号に規定する書類又はこれに代わるものの写し)を添付すること。ただし、添付は、評価基準書別表 1 に定める有資格者数による評価ができる人数分の書類で構わない。

- エ. 秘密保持に関する誓約書(様式 4)
- オ. 全企業の令和 8 年度有効の岸和田市入札参加資格審査申請書受理書の写し(受理番号がわかるもの)
- カ. 全設計企業の建築士事務所登録の写し
- キ. 代表構成員の同種施設の設計実績(2 実績まで)(様式 5)

※企業の実績は、業務として実施設計を行ったものを記載すること。

※企業の実績として記載した業務の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料(契約書の写し及び平面図等の写し)を提出すること。当該業務が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

- ク. 配置予定設計技術者の資格及び実績(各技術者ごとに 1 実績まで)(様式 6)

※配置予定設計技術者の実績は、実施設計を行ったものを記載すること。

※配置予定技術者の実績として記載した業務の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料(契約書の写し及び平面図等の写し、配置予定技術者の従事状況の証明書類)を提出すること。当該業務が、一般社団法人公共建築協会の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されている場合は、記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写し及び配置予定技術者の従事状況の証明書類を提出する必要はない。ただし、この場合においても、記載した業務の内容が確認できる平面図等の写しは提出すること。

※上記書類を総括して「参加表明書等」という。

③提出部数

各 5 部(正 1 部、写し 4 部)

④提出場所

事務局(岸和田市総務部庁舎建設準備課)

⑤提出方法

参加者(共同企業体の場合は代表者)による持参(郵送・FAX・電子メールは不可)とする。

(5)参加資格確認及び実績審査

①参加資格確認及び実績審査の結果の通知

令和 8 年 5 月 29 日(金)までに参加資格の確認及び実績審査を行い、その結果を書面にて通知する。

②参加資格がないとされた者又は落選した者に対する理由の説明

ア. 参加資格がないとされた者又は落選した者は、市に対して、次に従い書面(様式自由)によりその理由について説明を求められることができる。

a. 提出期間

令和 8 年 6 月 5 日(金)午後 5 時まで(必着)

b. 提出場所

事務局(岸和田市総務部庁舎建設準備課)

c. 提出方法

持参又は郵送(FAX・電子メールは不可)とする。

イ. 市は参加資格がないとされた者又は落選した者より、その理由についての説明を求められた場合は、令和 8 年 6 月 12 日(金)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(6)貸与資料等

事務局より以下の資料について、貸与又は閲覧可とする。

①貸与資料

貸与資料については、参加表明書提出時に全参加者に貸与するものとする。

ア. 貸与期間

参加表明書提出日～審査用技術提案書提出日まで

イ. 貸与資料

- a. 平成 29 年 岸和田市立新福祉総合センター新築工事
- b. 地質調査報告書
- c. 計画敷地図 図面データ
- d. 現本庁舎のエネルギー使用状況
- e. 作業所機械一覧
- f. 平成 30 年度 岸和田市庁舎執務環境等調査業務委託報告書(資料編・図面編)
- g. 昭和 29 年 岸和田市庁舎(旧館)新築工事設計図(建築、設備)
- h. 昭和 45 年 岸和田市庁舎(新館)増築工事設計図(建築、設備)
- i. 現本庁舎(旧館・新館)における上記以外の増改築及び改修工事等図面一式
- j. 岸和田市庁舎新館 構造図面等(平成 9 年耐震診断時資料)
- k. 昭和 50 年 岸和田市公用車庫及び駐車場新設工事設計図(建築、設備)
- l. 平成 27 年 市役所会議室新築工事設計図(建築設備一式)
- m. アスベスト関係資料一式

ウ. 返却方法

審査用技術提案書持参時に併せて持参、返却すること。また、参加表明書等を提出した後、参加資格がないと認められた者又は落選した者は、参加資格確認結果の通知の日から 7 日以内に事務局宛に郵送又は持参により返却すること。

エ. 貸与資料の取扱い

貸与資料については貸与期間、返却方法、秘密保持に関する誓約書(様式4)を遵守すること。

②閲覧資料

閲覧資料については以下に従い閲覧すること。

ア. 閲覧申出期間

令和8年6月5日(金)～6月11日(木)午後5時まで

イ. 閲覧資料

- a. 平成27年 岸和田市新福祉総合センター新築工事 計画通知関連文書一式
- b. 過去の地質調査結果報告書

ウ. 申出方法

事務局宛に直接電話にて申し出ること。

エ. 閲覧日

閲覧日については事務局へ申し出た際に、調整し決定することとする。

オ. 閲覧時の留意事項

- a. 閲覧資料の複写は不可とする。ただし、写真の撮影及びメモに残すことは可とする。
※写真の撮影及びメモに残した情報の取扱いについては秘密保持に関する誓約書(様式4)を遵守すること。
- b. 閲覧時は資料の閲覧に関する質疑にのみ応答するものとし、他の質疑は一切受け付けない。
- c. 閲覧できる回数は1者につき1回のみとする。

(7)第2回質疑受付・回答

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、以下のとおり提出すること。

①受付期間

令和8年6月15日(月)～6月19日(金)午後5時まで(必着)

締切以降に提出された質疑は無効とする。

②提出方法

質疑書(様式7-2)に記載の上、データを事務局の電子メールアドレスに送信する。また、送信後、確認のため事務局に電話連絡すること。

③質疑に対する回答

令和8年7月7日(火)午後5時までに市ホームページで公表する。

なお、本プロポーザルに関する質疑以外には、回答しない。

(8)技術提案審査書類の提出

本プロポーザルに参加を認められ技術提案審査を受けようとする者は、提案書作成要領等をよく理解したうえで、以下のとおり必要書類を提出しなければならない。

①審査用技術提案書の提出期間

令和8年9月7日(月)～9月11日(金)午後5時まで(必着)

締切以降に提出された書類は無効とする。

②提出書類

参加者は提出書類様式集の審査用技術提案書作成要領に基づき以下の書類を作成し、表紙(様式8)を

添えて提出すること。なお、提出書類については、提出期限を過ぎてからの資料の差替え及び再提出は認めない。

ア. 業務計画提案書(様式 9)

A3 用紙(横使い)片面 1 枚以内(レイアウト自由)に、以下の内容をまとめること。

- a. 業務実施体制
- b. 業務実施方針
- c. 業務工程計画

イ. 施設プラン提案書(様式 10)

A3 用紙(横使い)片面 6 枚以内(レイアウト自由)に、以下の内容をまとめること。

配置計画兼 1 階平面図(縮尺 1/500)、各階平面図・立面図(縮尺自由)、外観パースなどを使いながら以下の事項を説明すること。

- a. 計画の基本的な考え方
- b. 周辺環境や動線に配慮した配置計画
- c. 合理的な庁舎機能の実現
- d. 知的生産性を高める執務空間の考え方
- e. ファサードデザインと景観形成(福祉総合センター、近隣住居等への配慮を踏まえた外構・緑化計画、ランドスケープ計画)
- f. 環境に配慮した計画(ペリメーターゾーンの考え方、ランニングコストに配慮した空調・設備計画等)
- g. 構造計画
- h. ライフサイクルコスト・維持管理計画
- i. 防災拠点としての考え方

※平面計画には平面図及び配置グループ若しくは配置部署を必ず記載すること。

ウ. 見積書(様式 11+α)

本業務における見積価格を様式 11 に記載のうえ、少なからず大項目として設計費(基本設計費と実施設計費は別計上)を記載した見積価格の内訳書(様式自由)を添えて提出すること。

エ. 共同企業体協定書(共同企業体を結成する場合のみ)

③提出部数

各 8 部(正 1 部、写し 7 部)※ただし、②エについては 1 部(原本提出)

④提出場所

事務局(岸和田市総務部庁舎建設準備課)

⑤提出方法

参加者(共同企業体の場合は代表者)による持参(郵送・FAX・電子メールは不可)とする。

※別途 PDF データを提出すること。

⑥辞退

審査の参加を辞退する場合は、令和 8 年 8 月 7 日(金)までに、参加辞退届出書(様式 12)を事務局に提出すること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

(9)技術提案審査

技術提案審査は、審査用技術提案書によるプレゼンテーション、ヒアリングのうえ、評価基準書に基づく審査を行い、本業務の受注候補者を決定することを目的として実施する。なお、参加者が1者の場合においても実施することとする。

①審査の方法

審査用技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を参考に、選定委員会による評価基準に基づいた中立かつ公正な審査を行い、受注候補者及び次点者を特定する。

ア. プレゼンテーションについて

- a. 参加者による計画プラン提案書(様式10)の説明のみによる30分のプレゼンテーションを行うこと。
- b. パワーポイントによるプレゼンテーションに使用する資料は、審査用技術提案書の内容のみを使用した静止画とする。
- c. プレゼンテーションに参加できる者は設計業務管理技術者を含め4名までとする。
- d. プレゼンテーションの時間及び会場については、参加者に別途連絡する。
- e. プレゼンテーションにおいて、参加者が特定できるような発言及び表現等は避けること。

イ. ヒアリングについて

- a. プレゼンテーション後に、選定委員会及び事務局によるヒアリングを行う。
- b. ヒアリングに参加できる者は設計業務管理技術者を含む4名までとする。
- c. ヒアリングは審査用技術提案書に基づき行う。
- d. ヒアリングはプレゼンテーションと同日に予定しているが、時間及び会場については、参加者に別途連絡する。

②審査結果の通知・公表

令和8年10月9日(金)までに結果を書面にて通知するとともに、審査結果及びその概要を市のホームページにて公表する。公表の範囲は3(11)⑦による。

③受注候補者として特定されなかった者に対する理由の説明

ア. 受注候補者として特定されなかった者は、市に対して、次に従い書面(様式自由)によりその理由について説明を求められることができる。

- a. 提出期間
令和8年10月16日(金)午後5時まで(必着)
- b. 提出場所
事務局(岸和田市総務部庁舎建設準備課)
- c. 提出方法
持参又は郵送(FAX・電子メールは不可)とする。

イ. 市は受注候補者として特定されなかった者より、その理由についての説明を求められた場合は、令和8年10月23日(金)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(10)選定委員会

本プロポーザルにおける審査は、選定委員会において行う。

(11) プロポーザル参加に係る留意事項等

① 現地説明会

現地説明会は行わない。

② 実施要領の変更

市は実施要領に記載の内容について、変更を行う場合がある。変更を行う場合は、その旨を市 HP へ掲載するとともに参加者が特定されている場合においては全参加者に通知するものとする。

③ 実施要領等の承諾

ア. 参加表明を行った事業者は実施要領等について承諾したものとする。

イ. 審査結果については 3(9)③により、理由の説明を求めることができるものとする。

④ 費用負担

審査に係る費用については、提出者の負担とする。また、市は緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがあるが、この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

⑤ 提出書類の取扱い

ア. 提出されたすべての書類は、返却しない。

イ. 参加表明書等及び技術提案書(以下「提出書類」という。)の著作権は、作成した者に帰属するものとし、受注候補者の特定以外に無断で使用しない。ただし、3(11)⑦に示す公表の範囲における提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、参加者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

ウ. 提出書類については提出期限を過ぎてからの差し替え及び追加・削除は認めない。

エ. 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

オ. 技術提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。

⑥ 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア. 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ. 実施要領等に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ. 見積書の金額が 1(6)の委託料上限価格を超過した場合

エ. 評価の公平性の確保に影響を及ぼす行為があった場合

オ. 本プロポーザルにおける選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ. その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑦公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は下記のとおりとする。

情報名	受注候補者特定前	受注候補者特定後
実施要領 要求水準書	○	○
選定委員会規則	○	○
選定委員名簿	×	○
評価基準	○	○
参加表明書等	×	×
審査用 技術提案書	×	△ (受注候補者の提案書は担当者等の氏名等、個人が識別される情報及び法人等の正当な利益を害する情報以外は公表、特定されなかった者の提案書は全て非公表。)
審査結果	×	△ (全参加者の名称、受注候補者の総合評価点・選定理由、及び受注候補者以外の総合評価点を特定できないように公表。) ※ただし、受注候補者以外が1者の場合、受注候補者以外の総合評価点は非公表。
会議録	×	×

○:公表 △:一部公表 ×:非公表

4 契約に関する事項

(1) 契約の締結

市と受注候補者は契約書(案)の内容に関する協議を行い、当該協議の内容に基づき、令和8年10月下旬を目途に契約を締結する。

(2) 市が契約を締結しない場合の要件

受注候補者が次のいずれかに該当する場合は、市は契約を締結しないものとする。この場合において、市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

- ①著しく信義に反する行為があったことが明らかになり、契約の相手方として不相当であると認められる場合
- ②契約の履行が困難と認められる事由が生じた場合

(3) 次点者との協議

市は、受注候補者との契約内容に関する協議が不調となった場合又は4(2)により契約締結が不可能と判断した場合は、次点者と契約内容に関する協議を開始することができるものとし、当該協議の内容に基づき、次点者と契約を締結するものとする。

(4) 契約金額

受注候補者に特定された者と市との間で、業務内容等について再度調整を行った上で協議が調い次第、業務の契約を締結する。なお、契約金額については受注候補者の見積価格(税込)以下の金額により契約する。

(5) 契約保証金の納付等

契約保証金の納付等については、契約書(案)による。

(6) 支払い

設計費の支払いは、契約書(案)による。

5 その他

(1)情報の公開

市は参加者から提出された提案書等について、岸和田市情報公開条例(平成12年3月21日条例第9号)の規定による請求に基づき、第三者に3(11)⑦に示す範囲内で開示するものとする。

(2)発注者及び事務局(問い合わせ先)

①発注者

岸和田市

※発注者は、本業務に係る発注者支援業務を第三者等(以下CMr等)に委託し、本業務を推進する可能性がある。発注者がCMr等に委託し、本業務に関する発注者からの指示に基づいて、CMr等から依頼等が行われた場合には、これを発注者によるものとして対応すること。

②事務局

岸和田市 総務部 庁舎建設準備課

〒596-8510 大阪府岸和田市岸城町7番1号

電話:072-447-4581(直通)

FAX:072-423-4644

メールアドレス:chosha-proposal@city.kishiwada.lg.jp